

重要事項説明書

(認知症対応型通所介護サービス)

あなたに対する認知症対応型通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第34号第37条（第3の7準用）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	わかばデイサービスセンター
事業所の所在地	静岡県静岡市葵区竜南1-3-13
電話番号	054-249-0977
ファクシミリ番号	054-249-0988

2 ご利用事業所であわせて実施する事業

介護保険法令に基づき静岡市から指定を受けている事業所名称	認知症対応型通所介護わかばデイサービスセンターにつき介護保険法令に基づき静岡市から指定を受けているサービスの種類
わかばケアサポートセンター	居宅介護支援

3 事業の目的と運営方針

1. 事業の目的

要介護状態の高齢者に対し、適正な認知症対応型通所介護を提供する。

2. 運営の方針

要介護状態となった場合においても、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の体制	業 務 内 容
管理者	1 人	常勤兼務	職員等の管理及び業務の管理。
生活相談員	1 人以上	常勤兼務 2 名以上	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整，居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
介護職員	3 人以上	常勤兼務 1 名以上 非常勤兼務 2 名以上	利用者の心身の状況等を的確に把握し，利用者に対し，適切な介助を行う。
看護職員	1 人以上	非常勤兼務 1 名以上	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
機能訓練指導員	1 人以上	非常勤兼務 1 名以上	利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練等を行なう。

5 同センターの設備の概要

定員	20 名	静養室	1 室
		相談室	1 室
		事務室	1 室
食堂及び機能訓練室	1 室	送迎車	3 台
浴室	一般浴室		

6 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日。但し 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。

営業時間 認知症対応型通所介護 … 午前 9 時 45 分から午後 4 時 15 分
但し、利用者より曜日・時間延長の希望等、延長の必要性があった場合にはこの限りではない。

7 欠席の連絡

利用者の体調や御都合等により利用のキャンセルをする場合は、分かり次第、早めに御連絡下さい。遅くとも、利用当日の朝までをお願いいたします。

8 サービスの概要

- (ア)送迎 障害の程度又は地理的条件等により送迎を必要とする利用者について専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。
- (イ)食事 食事の準備、片付け、食事の介助やその他必要な食事の介助を行う。
- (ウ)入浴 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。また、衣類着脱や身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な介助を行う。
- (エ)機能訓練 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに心身の活性化を図る為の各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。（日常生活動作に関する訓練・レクリエーション・グループワーク・行事的活動・体操・趣味活動等）
- (オ)生活相談 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

9 料 金

(1) 認知症対応型 【介護保険適用一割負担分・一日利用毎 6－7 時間】

段階	基本単位	入浴加算 (Ⅰ)	サービス提供 体制加算Ⅱ	合計単位	利用者負担額 (1割)
要介護1	880 単位/日	40 単位 *入浴を 行った 場合	18 単位	938 単位/日	約 969 円
要介護2	974 単位/日			1032 単位/日	約 1066 円
要介護3	1066 単位/日			1124 単位/日	約 1161 円
要介護4	1161 単位/日			1219 単位/日	約 1259 円
要介護5	1256 単位/日			1314 単位/日	約 1357 円

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 15%加算
- ・科学的介護推進体制加算 1 月につき 40 単位
- ・事業所が送迎を行わない場合 片道につき 47 単位減算
- ・若年性認知症利用者受入加算 60 単位

※介護保険負担が 1 割、2 割、3 割の方は、負担割合証に記載された割合に応じた額になり

ます。

(2) 利用料金（介護保険適用外）

- ① 食事代 1日あたり 700円
*デイサービスをお休みする場合は、当日8時30分までにご連絡下さい。
それ以降はキャンセルができない為、食事代を請求させていただきます。
- ② 紙パンツ 1枚 100円 ・ 紙パット 1枚 80円
- ③ その他必要な費用 作品づくり材料 必要に応じて実費
- ④ 利用者の希望により法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際の費用は、実費請求させていただきます。

10 第三者評価の実施について

介護サービス情報公示システムにおいて情報提供しているため、現在は執り行っておりません。

11 情報開示

必要に応じ、診療情報提供書・医師意見書等を提出して頂く場合があります。その際は居宅サービス契約書に準じ、プライバシーを保護致します。

12 苦情申立窓口

わかばデイサービスセンター	受付時間 平日 午前9時～午後5時 電話 054-249-0977 所在地 静岡市葵区竜南1-3-13
静岡市介護保険課	受付時間 平日 午前9時～午後5時15分 電話 054-221-1088 所在地 静岡市葵区追手町5-1
静岡県国民健康保険団体連合会	受付時間 平日 午前9時～午後5時 電話 054-253-5590 所在地 静岡市葵区春日2-4-34

13 緊急時の対応方法

認知症対応型通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、適切な措置をとります。

14 非常災害時の対策

認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は、利用者の避難等適切な措置をとります。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する認知症対応型通所介護の提供開始に当たり、☐ 甲 1
☐ 甲 2
に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 事業者

主たる事務所所在地 静岡市葵区古庄四丁目 3 番 11 号
名 称 一般社団法人 わかば会
理事長 岩下 収

説明者	所属
	氏名
	印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要な事項の説明を受けました。

また、私は事業者が円滑なサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、サービス提供関係者との連絡調整等において、必要最小限度の範囲内で、利用者及び、利用者の家族の知り得た個人情報を提供することに同意します。

(甲 1) 利用者 住所

氏名	印
----	---

(甲 2) 利用者の家族 住所

氏名	印
----	---

